

<官公庁>

- 新潟県
- 新潟県警察本部
- 新潟県教育委員会
- 国土交通省北陸地方整備局
- 国土交通省北陸信越運輸局
- 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
- 厚生労働省新潟労働局
- 新潟市
- 新潟市長会
- 新潟県町村会
- 新潟県市町村総合事務組合

<教育関係団体>

- 新潟県小学校長会
- 新潟県中学校長会
- 新潟県高等学校長協会
- 新潟県小中学校PTA連合会
- 新潟県高等学校PTA連合会
- 新潟県私立中学高等学校協会
- 新潟県幼稚園・こども園連盟
- 新潟県保育連盟

<交通・運輸関係団体>

- 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
- 東日本高速道路株式会社新潟支社
- 公益財団法人新潟県交通安全協会
- 一般社団法人新潟県安全運転管理者協会
- 公益社団法人新潟県トラック協会
- 公益社団法人新潟県バス協会
- 一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会
- 一般社団法人新潟県自動車整備振興会
- 新潟県自動車販売店協会
- 一般財団法人新潟県自動車標板協会
- 一般社団法人新潟県指定自動車教習所協会
- 一般財団法人新潟県自動車練習所
- 軽自動車検査協会新潟主管事務所
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会新潟県支部
- 独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所
- 自動車安全運転センター新潟県事務所
- 一般社団法人新潟県交通安全施設協会
- 新潟県高速道路交通安全協議会
- 新潟市個人タクシー事業協同組合
- 一般社団法人日本自動車連盟新潟支部
- 新潟県自転車・軽自動車商協同組合
- 新潟県レンタカー協会
- 新潟県ハイヤー交通共済協同組合

- 新潟県自動車車体整備協同組合
- 赤嶺新潟県軽自動車運送協同組合
- 新潟県オートバイ事業協同組合
- 新潟県軽自動車協会
- 日本通運株式会社新潟支店
- 新潟県中古自動車販売協会
- 一般社団法人新潟県運転代行協会

<報道関係>

- 株式会社新潟日報社
- 朝日新聞社新潟総局
- 毎日新聞社新潟支局
- 読売新聞社新潟支局
- 産経新聞社新潟支局
- 共同通信社新潟支局
- 時事通信社新潟支局
- 日本経済新聞社新潟支局
- NHK新潟放送局
- 株式会社新潟放送
- 株式会社NST新潟総合テレビ
- 株式会社テレビ新潟放送網
- 株式会社新潟テレビ21
- 株式会社柏崎コミュニティ放送
- 長岡地域情報基盤株式会社
- 株式会社エフエムラジオ新潟
- 燕三条エフエム放送株式会社
- 株式会社けんとう放送
- 株式会社エフエム新津
- エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
- 株式会社エフエム雪国
- 株式会社エフエムしばた
- 株式会社エフエムとおかまち
- エフエム魚沼株式会社

<青少年・福祉関係団体>

- 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- 新潟県青少年健全育成県民会議
- 一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

<その他関係団体>

- 新潟県石油業協同組合
- 日本郵便株式会社信越支社
- 一般社団法人新潟県商工会議所連合会
- 新潟県商工会連合会
- 新潟県中小企業団体中央会
- 一般社団法人新潟県銀行協会
- 一般社団法人新潟県農業会議
- 新潟県農業機械商業協同組合
- 新潟県農業共済組合
- 新潟県農業協同組合中央会
- 全国共済農業協同組合連合会新潟県本部
- 全国農業協同組合連合会新潟県本部
- 新潟県信用農業協同組合連合会
- 新潟県酪農業協同組合連合会
- 東北電力ネットワーク株式会社新潟支社
- 新潟県酒造組合
- 新潟県卸酒販組合
- 新潟県小売酒販組合連合会
- 新潟県森林組合連合会
- 新潟県漁業協同組合連合会
- 公益財団法人新潟県生活衛生営業指導センター
- 新潟県すし商生活衛生同業組合
- 新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合
- 新潟県料理生活衛生同業組合
- 新潟県社交飲食業生活衛生同業組合
- 一般財団法人新潟県老人クラブ連合会
- 公益財団法人にいがた産業創造機構
- 新潟県医師会
- 公益社団法人新潟県薬剤師会
- 一般社団法人新潟県歯科医師会
- 公益社団法人新潟県看護協会
- 新潟県土地改良事業団体連合会
- 一般社団法人新潟県LPガス協会
- 一般社団法人新潟県解体工事業協会
- 一般社団法人新潟県産業資源循環協会
- 新潟県住宅供給公社
- 一般社団法人新潟県建設業協会
- 一般社団法人新潟県砂利砕石協会
- 新潟県生コンクリート工業組合
- 新潟県電気工事工業組合
- 一般社団法人日本建設業連合会北陸支部
- 一般社団法人新潟県電業協会
- 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
- 新潟県信用組合協会
- 一般社団法人新潟県警備業協会
- 新潟県信用金庫協会
- 日本通信株式会社
- 新潟県生活協同組合連合会
- 新潟中央ヤクルト販売株式会社

(令和8年4月1日現在
126 推進機関・団体、順不同)

夏の交通事故防止運動

新潟県実施要綱



1 実施期間

7月22日(水)～7月31日(金)

2 目的

この運動は、夏休みに入るこの時期に、こどもたちや若者の開放感から起こる事故や、夏のレジャーによる疲労運転等から起こる事故が懸念されることから、「事故を起こさない」「事故に遭わない」ために、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 スローガン

『 暑い夏 クールに運転 ゆとりとマナー 』

4 運動の重点

- ① 横断歩行者の交通事故防止
～渡るよサインの活用～
- ② 疲労運転の防止
- ③ 飲酒運転の根絶



新潟県交通安全マスコット
ルルちゃん

5 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携を密にして、この実施要綱に基づき、それぞれの実情に即した具体的な実施計画を策定するとともに、積極的な広報活動などを通じて、すべての県民に周知を図ることにより、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開します。

止まって！ 横断歩道キャンペーン実施中

取組重点期間

7/22(水)
～7/31(金)

- ◎ 横断歩行者がいけないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できるように減速、横断歩道付近の歩行者の動きに注意することは、車の運転手や自転車利用者の義務です。
- ◎ これから夏休みと重なり、こどもたちが横断歩道を渡る機会も増えることが予想されますので、交通事故防止に努めましょう。



重点① 横断歩行者の交通事故防止～渡るよサインの活用～

横断歩道では歩行者が最優先です！

- 車の運転手や自転車の利用者は、横断歩道を渡っている、または渡ろうとしている歩行者がいた場合、横断歩道の手前（停止線がある場合は停止線の手前）で一時停止をしなければなりません。

また、横断歩道付近に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できるような速度で運転しなければなりません。



【横断歩行者等妨害等違反の罰則関係】

罰則 3月以下の拘禁刑
又は 5万円以下の罰金

反則金

大型車:12,000円 普通車:9,000円
二輪車: 7,000円 原付:6,000円
自転車: 6,000円(違反点は対象外)

違反点 2点(横断歩行者等妨害等)

歩行者の方も要注意！

☆「渡るよサイン」を活用しましょう！☆

- 歩行者についても、「近くに横断歩道があるのに、横断歩道を渡らない」、「信号を無視して横断する」などの交通違反が認められる場合があります。

車や自転車だけでなく、歩行者も交通ルールをしっかりと守ることによって、大切な命を守りましょう。

- 7月末から8月末までの約1か月間は、子どもたちが夏休みに入り、横断歩道の利用者が増えることが予想されます。

「渡るよサイン」を活用し、車の運転手や自転車の利用者に自身の存在をアピールしましょう。



「渡るよサイン」とは

歩行者がドライバーに横断意思を伝える方法です。歩行者は、「手をあげる」「胸やお腹の前に、手をかざす」など様々な方法で、車の運転手や自転車の利用者に横断する意思を伝えましょう。

帽子を脱いで会釈することも、渡るよサインの一つです。



重点② 疲労運転の防止

夏季の運転はこまめに休憩！

- 夏季は、暑さや脱水、寝苦しさなどによる睡眠不足などで、気付かないうちに疲労が蓄積し、眠気が出やすくなります。

その結果、運転に必要な集中力・注意力・判断力が低下し、漫然運転や居眠り運転につながって重大な交通事故を引き起こすリスクが高まります。

- 「あくび」は休憩のサイン

運転中にあくびが出るときは、脳や体が疲れている一つのサインと受けとめ、休憩を取るきっかけにしましょう。

- 車を運転する前には体調を整え、無理のないゆとりある運転計画を立てるとともに、こまめに休憩を取りましょう！

また、少しでも体調に不安を感じた場合は、「運転をしない」「他の人に運転をお願いする」という判断をすることも大切です。



重点③ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な犯罪です！

- これまで、飲酒運転による悲惨な交通死亡事故が繰り返し発生し、幾度となく厳罰化が図られてきました。

飲酒運転の危険性や違法性について、誰もが理解しているにもかかわらず、未だに飲酒運転は後を絶ちません。

「少ししか飲んでいないし…。」「少しの距離しか運転しないから…」と考えてしまうのは、すでにお酒によって判断力が低下しているためです。

また、自転車も法律上は自動車と同じ車両に分類されており、飲酒運転は固く禁止されています。

どちらも飲酒運転をすれば、取り返しのつかない結果を招きます。

- 二日酔いの状態でも飲酒運転になります。

アルコールは体内から簡単には抜けません。深酒や大量に飲酒をした翌日は公共交通機関を利用するなど、車の運転を控えましょう。

もし、普段と同じ飲酒量であっても、翌朝に「体調が優れない」場合も同様に、車の運転は控えましょう。



飲酒運転を絶対にしない、させない

